

議会基本条例の見直しについて

【荒川区】

(見直し)

第22条 議会は、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の目的が達成されているか等を判断し、必要に応じてこの条例の見直しを行うものとする。

※平成25年に条例制定後、特に見直しをしていない。

【板橋区】

(見直し手続)

第29条 議会は、議会運営がこの条例の目的及び原則等に即して行われているかどうかを議会運営委員会において検証し、その結果を区民に公表するものとする。

2 前項の検証は、一般選挙を経た議員の任期が開始した後、終了するまでの間において少なくとも1回実施するものとする。

3 議会は、前2項の規定による検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。

4 議会運営委員会は、前3項の規定による検証の結果、この条例を改正する場合は、あらかじめ全ての議員を対象とした会議を開催して改正する内容を説明し、及び意見を聴取しなければならない。

※令和7年度に議会基本条例検証作業部会を設置し、検証を実施した。

【墨田区】

(見直し手続)

第29条 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において1回以上検証する。

2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃することが必要であると認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を公表するものとする。

※各期の最終年度（4年目）に議会改革特別委員会を設置（必置）し、見直し・検証を行うこととしており、令和8年度に実施予定。

【杉並区】

(条例の見直し)

第28条 議会は、議会運営がこの条例の目的及び基本理念等に則して行われているかどうかを、一定期間ごとに議会運営委員会等で検証し、必要があると認めるときは、この条例の内容について検討を行い、その結果に基づいて所要の措置をとるものとします。

※令和4年に条例制定後、特に見直しをしていない。